

第3号議案 会員資格の見直しに伴う定款変更 承認の件

会員資格の見直しに伴い、定款第5条及び第6条を以下のとおり変更致したく、ご提案致します。

公益社団法人武蔵野法人会 定款	公益社団法人武蔵野法人会 定款 (改定案)
第3章 会員	第3章 会員
<p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 武蔵野税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会した者</p> <p>(2) 賛助会員 本会の事業に賛同し入会した者</p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を提出することにより、入会することができる。</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 <u>武蔵野税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）及び法人格を持たない事業を営む経営者等で、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会した者</u></p> <p>(2) 準会員 <u>前項を除く（正会員以外）個人で、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会した者</u></p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第6条 <u>本会の正会員又は準会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を提出することにより、入会することができる。</u></p>

(注①) 以上の改定案に従い、従来の賛助会員であった「法人格を持たない事業を営む経営者」についても正会員となり、“総会議決権”を保有し、かつ“理事就任”が可能となります。

(注②) この機会に管内の法人賛助会員は正会員に移行させ、会員資格としてはこれを廃止します。管外の法人賛助会員については、その代表者を「準会員」に移行させます。

以 上